

最高人民法院による民事事件の審理における訴訟時効制度の適用 に関する若干の問題についての規定

(2008年8月11日の最高人民法院審判委員会第1450回会議において可決、2020年12月23日の最高人民法院審判委員会第1823回会議において可決した「最高人民法院による『最高人民法院による民事審判業務における「中華人民共和國工会法」の適用に係る若干問題に関する解釈』などの27件の民事に係る司法解釈の改正に関する決定」に基づき修正、修正内容は2021年1月1日から施行。)

法釈〔2008〕11号

訴訟時効制度に関する法律の正確な適用と、当事者の合法的權益を保護するため、「中華人民共和國民法典」、「中華人民共和國民事訴訟法」等法律の規定に照らし、審判実務を踏まえ、本規定を制定する。

第一条 当事者は、債権請求権に対して訴訟時効の抗弁を提出することができるが、次に掲げる債権請求権に対して訴訟時効の抗弁を提出した場合には、人民法院は、これを支持しない。

- (一) 預金支払い及び利息請求権
- (二) 国債、金融債券及び不特定対象に発行された企業債券の元本・利息の償還請求権
- (三) 投資関係に基づき発生した出資払込請求権
- (四) 法により訴訟時効規定が適用されないその他の債権請求権

第二条 当事者が訴訟時効の抗弁を提出しなかった場合、人民法院は、訴訟時効問題に対して釈明を行ってはならない。

第三条 当事者が一審期間において訴訟時効の抗弁を提出せず、二審期間に提出した場合、人民法院は、これを支持しない。ただし、新しい証拠に基づき相手方当事者の請求権が訴訟時効期間を過ぎていることを証明することができる場合を除く。

当事者が前項の規定に従った訴訟時効の抗弁を提出せず、訴訟時効期間の満了を理由に再審を申し立てた場合又は再審の抗弁を提出した場合、人民法院は、これを支持しない。

第四条 履行期間を約定していない契約について、民法典第五百十条、第五百十一条の規定により履行期間を確定することができる場合、訴訟時効期間は履行期間の満了日から計算する。履行期間を確定することができない場合、訴訟時効期間は、債権者が債務者に義務の履行を要求した猶予期間の満了日から計算する。ただし、債権者が債務者に一回目

の権利を主張した時に債務者が義務の履行を拒絶する意思を明確に示した場合には、訴訟時効期間は、債務者が義務の履行を拒絶する意思を明確に示した日から計算する。

第五条 取消権を有する当事者の一方が契約の取消しを請求した場合、民法典の除斥期間に関する規定を適用しなければならない。相手方当事者が契約取消請求権に対して訴訟時効の抗弁を提出した場合、人民法院はこれを支持しない。

契約が取り消された場合、財産返還、損失賠償請求権の訴訟時効期間は、契約が取り消された日から計算する。

第六条 不当利得返還請求権の訴訟時効期間は、当事者の一方が不当利得の事実及び相手方当事者を知った又は知り得た日から計算する。

第七条 管理者の事務管理行為により発生した必要管理費用の給付、損失賠償請求権の訴訟時効期間は、事務管理行為が終了し、かつ管理者本人を知った又は知り得た日から計算する。

当人の不当な事務管理行為により発生した損失賠償請求権の訴訟時効期間は、当人が管理者及び損害の事実を知った又は知り得た日から計算する。

第八条 次のいずれかの事由に該当する場合、民法典第九十五条に定める「権利者が義務者に履行請求を提出した」と認定しなければならず、訴訟時効の中断の効力が生じる。

(一) 当事者の一方が相手方当事者に権利主張文書を直接送付し、相手方当事者が文書上に署名、捺印、拇印の押捺を行った又は署名、捺印、拇印の押捺を行っていないがその他の方式により当該文書が相手方当事者に到達したことを証明することができる場合

(二) 当事者の一方が書簡の発送又は電子データ送信方式により権利を主張し、書簡又は電子データが相手方当事者に到達し又は到達し得た場合

(三) 当事者の一方が金融機関で、法律の規定又は当事者間の約定に照らし相手方当事者の口座より債務の元本・利息を引き落とす場合

(四) 当事者の一方が行方不明になり、相手方当事者が国家レベル又は行方不明の当事者の一方の住所地の省レベルの影響力を有するメディア上に、権利を主張する内容の公告を掲載した場合。ただし、法律と司法解釈に特別規定がある場合には、その規定を適用する。

前項第一号の事由において、相手方当事者が法人又はその他の組織である場合、その法定代表者、主要責任者、書簡の受領・発送を担当する部門又は授権を受けた主体を受取人とすることができる。相手方当事者が自然人である場合、自然人本人、同居する完全な行為能力を有する親族又は授権を受けた主体を受取人とすることができる。

第九条 権利者が同一債権のうち、一部の債権に対して権利を主張した場合、訴訟時効の中断の効力は残りの債権にも及ぶ。ただし、権利者が残りの債権を放棄する意思を明確に示した場合を除く。

第十条 当事者の一方が人民法院に訴状を提出した場合又は口頭で訴訟を提起した場合、訴訟時効は、訴状を提出した日又は口頭で訴訟を提起した日から中断する。

第十一条 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、人民法院は、訴訟の提起と同等の訴訟時効の中断の効力を有すると認定しなければならない。

- (一) 支払命令の申立て
- (二) 破産の申立て、破産債権の申告
- (三) 権利の主張のための義務者の失踪又は死亡宣告の申立て
- (四) 訴訟前財産保全、訴訟前一時的禁止命令等の訴訟前措置の申立て
- (五) 強制執行の申立て
- (六) 当事者の追加の申立て又は訴訟参加通知の受領
- (七) 訴訟中の相殺の主張
- (八) 訴訟の提起と同等の訴訟時効中断の効力を有するその他の事項

第十二条 権利者が人民調停委員会及び法により関連の民事紛争を解決する権利を有するその他の国家機関、事業組織、社会团体等の社会組織に対して関連の民事上の権利保護を請求した場合、訴訟時効は請求した日から中断する。

第十三条 権利者が公安機関、人民検察院、人民法院に事件の届出を行い又は告訴し、その民事上の権利の保護を請求した場合、訴訟時効は事件の届出を行った日又は告訴した日から中断する。

上述の機関が不登録、案件の取消し、不起訴の決定を下した場合、訴訟時効期間は権利者が不登録、案件の取消し又は不起訴を知った又は知り得た日から改めて計算する。刑事事件が審理段階に進んだ場合は、訴訟時効期間は刑事判決文書の効力が生じた日から改めて計算する。

第十四条 義務者が分割履行、一部履行、担保の提供、履行延期の請求、債務完済計画の策定等の承諾又は行為をした場合、民法典第九十五条に定める「義務者が義務の履行に同意した」と認定しなければならない。

第十五条 連帯債権者の一人に訴訟時効の中断の効力が生じた場合、その他の連帯債権者にも訴訟時効の中断の効力が生じたと認定しなければならない。

連帯債務者の一人に訴訟時効の中断の効力が生じた場合、その他の連帯債務者にも訴訟時効の中断の効力が生じたと認定しなければならない。

第十六条 債権者が代位訴訟を提起した場合、債権者の債権と債務者の債権のいずれにも訴訟時効の中断の効力が生じたと認定しなければならない。

第十七条 債権が譲渡された場合、訴訟時効は、債権譲渡通知が債務者に到達した日から中断したと認定しなければならない。

債務を負う状況の下で、原債務者が債務を認めた場合、訴訟時効は、債務を負う意思表示が債権者に到達した日から中断したと認定しなければならない。

第十八条 主たる債務の訴訟時効期間が満了した場合、保証人は、主たる債務者の訴訟時効抗弁権を有する。

保証人が前述の訴訟時効抗弁権を主張せず、保証責任を負った後に主たる債務者に求償権を行使した場合、人民法院は、これを支持しない。ただし、主たる債務者が給付に同意した場合を除く。

第十九条 訴訟時効期間が満了し、当事者の一方が相手方当事者に対し義務の履行に同意する意思を示し又は自発的に義務を履行した後に、訴訟時効期間の満了を理由に抗弁を行った場合、人民法院は、これを支持しない。

当事者双方が原債務について新たに合意し、債権者が義務者による訴訟時効の抗弁権の放棄を主張した場合、人民法院は、これを支持しなければならない。

訴訟時効期間が過ぎて、貸付人が借入人に期限が到来した貸付金の返済督促通知書を発出し、債務者が通知書上に署名又は捺印し、訴訟時効期間がすでに期間が満了した義務の履行に借入人が同意したと認定することができる場合、借入人による訴訟時効の抗弁権の放棄に関する貸付人の主張について、人民法院は支持しなければならない。

第二十条 本規定の施行後も、事件がなお一審又は二審段階にある場合、本規定を適用する。本規定の施行前にすでに審理が終結した事件について、人民法院が再審を行う場合、本規定を適用しない。

第二十一条 本規定の施行前に本院が作成した関連司法解釈が本規定に抵触する場合は、本規定に準ずる。

出典：国家法律法規データアーカイブス

<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE3OTlkZWY5ODAxNzliMDk5MzEwMzE4MjU>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。